

1

まちづくりの方向性

1-1 まちづくりの基本理念

(1) 将来都市像

本市は、豊かで美しい自然に恵まれた地理的条件の中で、暮らし、産業、観光・レジャー、歴史・文化等の調和のとれた地域として発展してきました。

近年では、本市の最上位計画である第五次蒲郡市総合計画において、本市が目指す将来都市像を「豊かな自然 一人ひとりが輝き つながりあうまち ~君が愛する蒲郡~」とし、さまざまな取り組みを進めていくこととしています。

都市計画は、総合計画の将来都市像を実現するための取り組みの一つです。そのため、都市計画マスタープランにおいても、総合計画と将来都市像を共有し、一体的にまちづくりを進めていくことを目指します。

将来都市像

**豊かな自然 一人ひとりが輝き つながりあうまち
~君が愛する蒲郡~**

(2) 都市計画の役割

将来都市像を実現するためには、市街地に近接する海・山の豊かな自然や県内有数の観光資源を含めた産業動向といった、本市の多彩な魅力を守り、活用し、さらに発展させることで、暮らす人・産業活動を行う人・訪れる人の一人ひとりが、まちに愛着を持ち、幸せを実感できることが必要です。

そこで、将来都市像を実現するために都市計画が担う役割として、『多彩な魅力を活かした、誰もが安心して心地よくすごせる社会基盤の構築』につながる取り組みを進めていくこととします。

都市計画の役割

**多彩な魅力を活かした、
誰もが安心して心地よくすごせる社会基盤の構築**

1-2 まちづくりの目標

まちづくりの基本理念を踏まえ、まちづくりの課題に対応するための目標を定めます。

目標1：みんなが快適で住みやすいまち

○多世代が歩いて便利に生活できる拠点の形成

鉄道駅周辺に必要な都市機能の集積や居住の誘導を促進するとともに、誰にとっても安全な歩行空間を確保します。

○安全で快適に生活できる居住環境の確保

これまでに培われてきた地域コミュニティや各産業との調和に配慮しながら、安全で快適に生活できる居住環境を確保します。

○誰もが利用しやすい公共交通網の形成

異なる交通手段が相互に接続する交通ネットワークを構築・維持し、市民の移動手段を確保します。

目標2：活発な経済活動やにぎわい創出を支えるまち

○にぎわいの拠点づくり

人々が三河湾を感じながら暮らし、遊び、過ごし、学べる、新たな拠点づくりを進め、温泉街・レジャー施設等にも波及する、市全体のにぎわいの創出につなげます。

○広域アクセスと生活環境に配慮した産業用地の確保

臨海部のほかに、国道23号蒲郡バイパスインターチェンジ周辺や国道247号中央バイパス沿線等の広域交通の利便性が高いエリアにおいて、居住地や豊かな自然が広がる地域との棲み分けや調和に配慮しながら、本市の産業力の強化に資する土地利用を促進します。

○広域交通ネットワークの利便性向上

国道23号蒲郡バイパスの開通を見据えた広域交通ネットワークの形成や、都市間や市内の都市機能が集積する地域間を連絡する鉄道、広域的な物流を担う海運等の利便性を維持・向上します。

目標3：豊かな自然を感じながら安心して過ごせるまち

○自然や文化的な地域資源の活用・保全

海や山をはじめとした豊かな自然、温泉、歴史・文化等をにぎわいの創出に活用しながら、適切に保全します。

○自然や街並みと調和した景観形成

海辺の景勝地の景観を継承しつつ、住む人によって形成されてきた自然と調和した穏やかな景観を守り、育て、訪れる人が癒され、住む人が誇れる景観を形成します。

○災害に対する安全確保

大規模な災害に対して、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策を推進し、被害を最小限に抑えることができる、強くしなやかなまちを形成します。

目標4：将来にわたって持続可能なまち

○生活圏を踏まえた既存ストックの効率的な維持・更新

都市施設の機能の効率的な維持・高質化を図るため、コンパクトな都市構造を生かした計画的な土地利用の推進にあわせ、計画的な修繕・更新・再整備を推進します。

○公民連携による魅力の創出

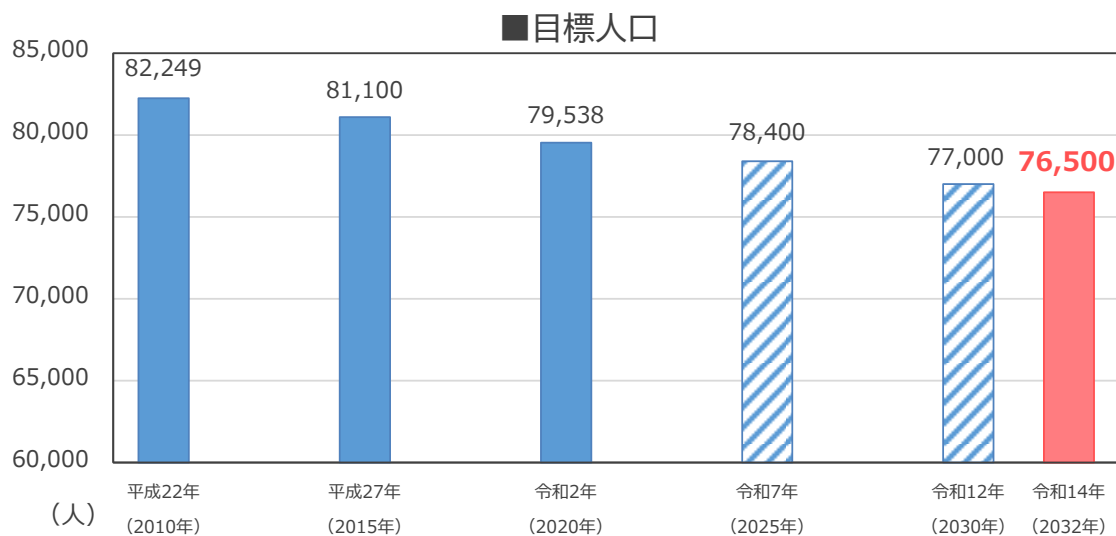
多彩な地域資源の新たな魅力を創出するため、適切な都市機能の維持更新に係る費用負担を最適化しながら、市民と協働した都市施設の維持管理や民間活力の導入等を促進します。

1-3 将来の市街地規模

市街地は、主に住宅や産業用地として利用するエリアです。将来の人口・産業規模に応じた市街地規模を想定します。

(1) 将来人口

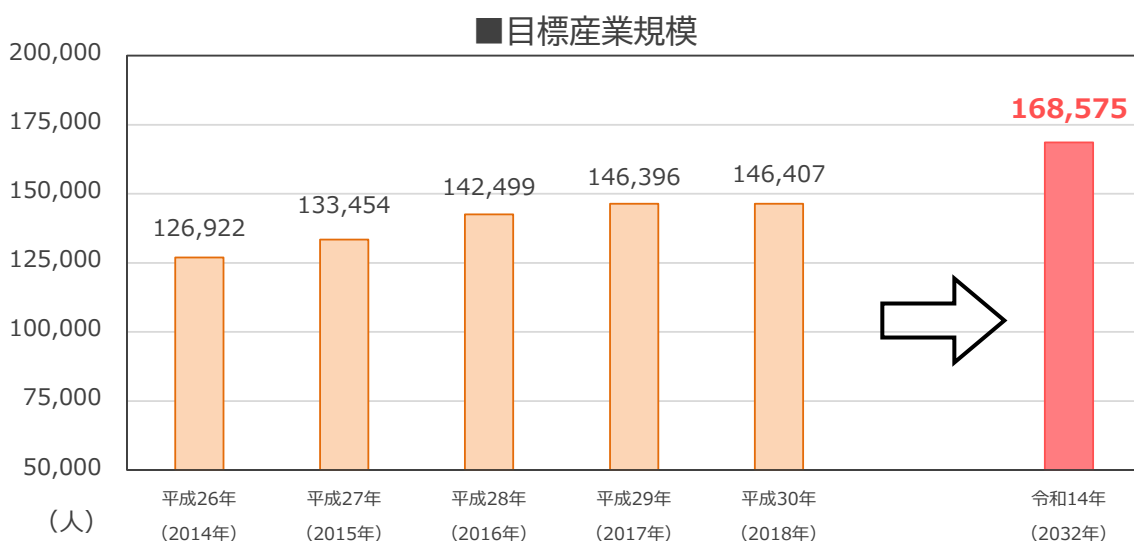
目標年度における将来人口は、上位計画である第五次蒲郡市総合計画との整合を図り、76,500人と設定します。



※第五次蒲郡市総合計画は、令和12年の目標値を77,000人と設定していることを踏まえ、令和14年まで同様の伸び率で推移すると想定し本計画の目標人口を設定している。

(2) 将来産業規模

目標年度における将来産業規模は、市内の主要な産業における市内総生産額の近年の推移や今後の見込みを踏まえ168,575百万円と設定します。



(3) 将来の市街地規模

① 住宅用地

将来人口は、現況と比較して減少する想定です。しかし、世帯数の増加が見込まれることとあわせて戸建て住宅に居住する割合が多いことから、おおむね現在の市街化区域で、都市的低未利用地の有効活用を図ることで、将来的に必要と見込まれる住宅用地が確保される状況です。

② 産業用地

将来産業規模は、現況より増加する想定です。金額で算定している産業規模を面積あたりに換算したところ、現在の市街化区域に存在する都市的低未利用地を産業用地に転用した場合でも、新たに約 55ha の産業用地が必要となります。

1-4 将来都市構造

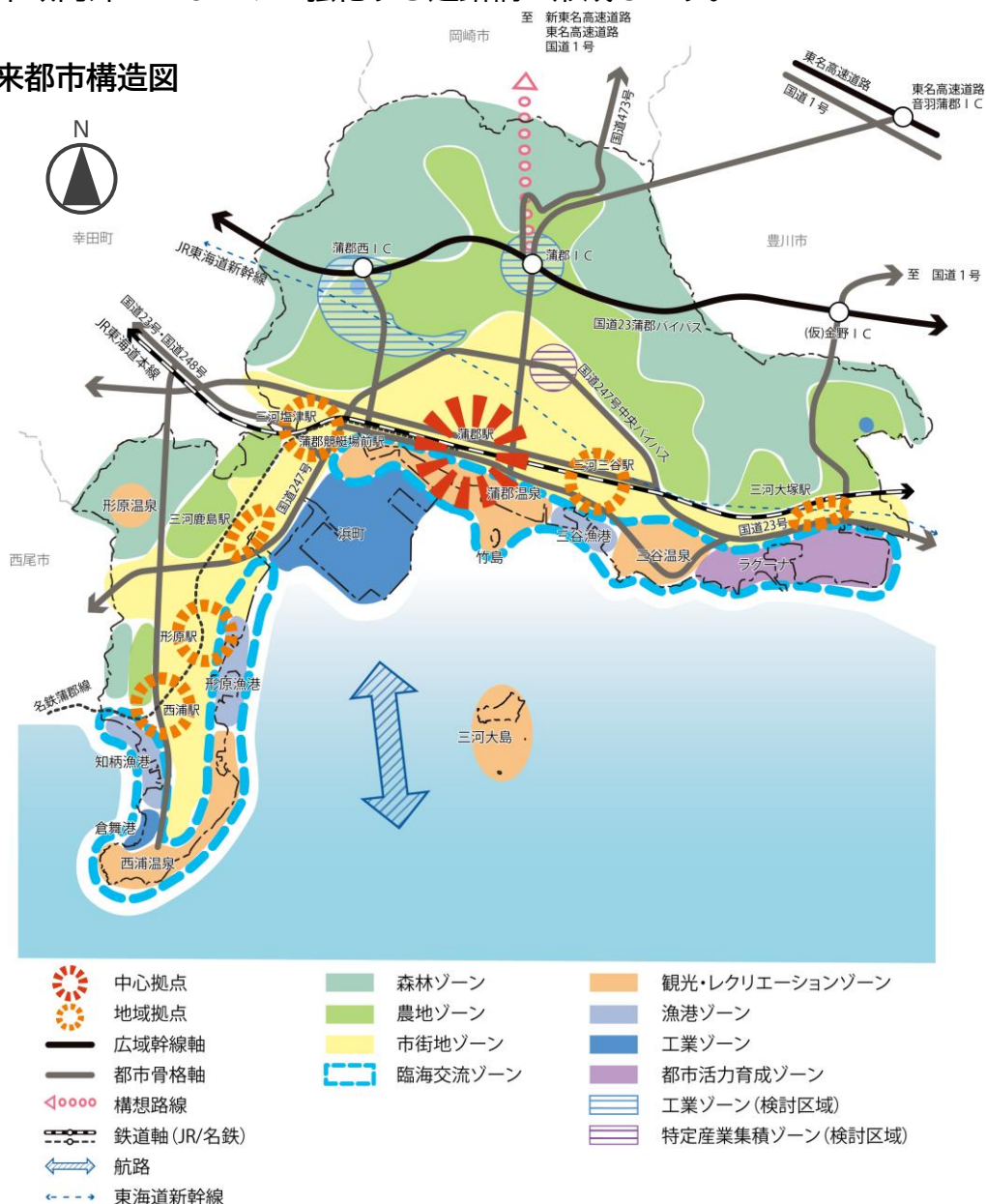
将来都市構造は、市民生活や来訪者の活動の中心となる「拠点」、拠点間をつなぐ基幹的な「交通軸」及び、おおまかな土地利用の配置である「ゾーン」により、本市の将来の都市構造を示すものです。

本市は、三方を山と丘陵部に囲まれ、南側は三河湾に面しており、山・丘陵地、農地、市街地、海が連続的に移り変わる特徴的な土地利用となっています。これらの特徴を生かしたゾーニングを形成します。

また、市内には、JRの特別快速が停車する蒲郡駅を含め、鉄道駅が9駅整備されています。駅周辺を拠点とし、拠点間を鉄道軸で連絡するコンパクトなまちを形成します。

さらに、道路網としては、市北部を東西に横断する国道23号蒲郡バイパスや、国道247号中央バイパス等の横軸と、市街地・臨海地域を接続する縦軸となる路線により、市域内外のつながりを強化する道路網を形成します。

将来都市構造図



拠点

中心拠点	本市の基幹的な都市機能の集積を図る拠点を位置づけます。
地域拠点	各地域での生活において必要な生活機能を確保する拠点を位置づけます。

交通軸

広域幹線軸	名古屋及び豊橋方面を結ぶ広域的な移動を処理する幹線道路を位置づけます。
都市骨格軸	拠点周辺と広域幹線軸を連絡する道路と、本市と他市町を結ぶ道路を位置づけます。
鉄道軸	本市の公共交通の軸として、JR東海道本線と名鉄西尾・蒲郡線を位置づけます。

ゾーン

森林ゾーン	本市を象徴するまとまった緑として、緑地及び森林の保全・活用を推進するゾーンとして位置づけます。
農地ゾーン	周辺の自然環境との調和を図りつつ、農業の振興と農地の保全・整備を図るゾーンとして位置づけます。
市街地ゾーン	身近な場所に都市施設が立地し、周辺環境と調和した居住環境の中で快適に生活できるゾーンとして位置づけます。
臨海交流ゾーン	三河湾に面する地域特性を活かした交流や産業振興を促進するゾーンとして位置づけます。
観光・レクリエーションゾーン	市内の景勝地及び温泉郷等の地域資源があり、広域観光や市民の日常利用を促進するゾーンとして位置づけます。
漁港ゾーン	水産業とこれを生かした観光の振興を促進するゾーンとして位置づけます。
工業ゾーン	周辺環境への配慮を行いつつ、工業施設、流通業務施設等の集積を図るゾーンとして位置づけます。
都市活力育成ゾーン	三河湾等の観光資源を活用し、周辺都市機能の向上と都市成長につながる土地利用が可能なゾーンとして位置づけます。
工業ゾーン (検討区域)	広域交通の利便性を活かし、環境保全及び地域との調和に配慮した工場や研究所等の誘致を検討するゾーンとして位置づけます。
特定産業集積ゾーン (検討区域)	広域交通との近接性を活かすと同時に環境保全及び周辺地域との調和により配慮した、工業系施設や大学等と連携した先端技術産業・研究開発施設の誘致を検討するゾーンとして位置づけます。

2 まちづくりに係る分野別方針

分野別方針では、都市計画に係る以下の分野における取組みの基本的な考え方や方針を示します。

2-1 土地利用

(1) 基本的な考え方

- ・本市の自然や地形、広域交通網の形成状況、人口減少・少子高齢化等の進行を見据えながら、将来にわたり持続可能な市街地を形成するため、計画的な土地利用を誘導します。
- ・既存の森林・樹林地、果樹園・畑地等のまとまった農地、海といった本市特有の豊かな自然を保全・活用します。
- ・貴重な生物が生息している地域では、その環境を維持するため、都市的土地利用への転換は行わず、積極的な保全を推進します。
- ・三河湾に面した臨海部では、各地区の特性に応じた土地利用の形成を図ります。
- ・既存の観光資源と恵まれた立地条件を活用するとともに、歴史・文化・産業等の特色ある観光地を目指し、観光施設の保全及び再整備を推進します。

(2) 土地利用の方針

① 低層住宅地区

- ・低層主体の住宅が立地する地区として、ゆとりある良好な居住環境の維持・形成を進めます。
- ・住宅と農地等が調和した低層主体の住宅地区では、ゆとりある敷地での居住意向の受け皿として、現在の居住環境を保全します。

② 一般住宅地区

- ・中高層住宅を含む良好な住宅を中心とし、関連する商業・サービス機能を備えた土地利用の形成を進めます。
- ・各鉄道駅周辺については、都市機能の更新・再編に加え、まちなか居住を促進し、就労環境ともバランスのとれた魅力ある拠点形成につながる住宅地を目指します。

③ 商業・業務地区

- ・商・サービス業や業務等に利用する施設が立地する地区として、地域の特性を活かし、まちづくりと一体となった商業基盤整備を進めます。
- ・蒲郡駅を中心とした市街地では、本市の顔として、様々なイベントを楽しみ、交流できる、にぎわいにあふれた商業地区の形成を図ります。
- ・鉄道各駅の周辺では、地域拠点として必要な施設が立地する商業地の形成を図ります。

④ 住工複合地区

- ・住居と工業等の施設が隣接する地区として位置付けます。
- ・工業系以外の土地利用が進む地区については、適切な土地利用規制への転換を検討します。

⑤ 工業地区

- ・工業施設が立地する地区としての土地利用の形成を進めます。
- ・地域産業の生産環境の改善と先端技術産業の集積を進めるとともに、流通業務施設等の検討を行います。

⑥ 港湾・漁港地区

- ・重要港湾においては、港湾施設の整備を促進することで利便性を高め、活性化を図ります。
- ・地方港湾においては、現在の状況を勘案したうえで今後の土地利用の方向性を検討します。
- ・漁港地区においては、施設の計画的な改修・更新を促し、利用増進を図ります。

⑦ レクリエーション地区

- ・都市公園・臨海緑地・スポーツ施設等の維持・保全・整備を行い、レクリエーション機能の充実を図ります。
- ・竹島心頭周辺の臨海部は、蒲郡駅周辺の市街地と観光施設が集積する竹島周辺とつながりのある地区として、市民や来訪者の憩いの場であり観光交流や人流・交流を促進する場となる、にぎわい空間の形成を推進します。

⑧ 温泉保養地区

- ・国定公園である周辺環境と調和した、安らぎと情緒のある、心地よくすごせる温泉地としての保全・形成を図ります。
- ・レクリエーション地区等と連携した、来訪者が楽しめる回遊型の空間づくりを検討します。

⑨ 広域都市拠点地区

- ・海に開けた立地特性を生かして、広域的な集客や市全体のにぎわいにつながる多様な土地利用を促進します。
- ・土地所有者と行政との連携による中長期的な土地利用構想を検討したうえで、重層的な土地利用規制を設定することにより、非日常的なレクリエーション空間や既存市街地とは異なる産業・業務を展開する空間としての土地利用形成及び関連都市機能の整備を促進します。

⑩ 農業地区（集落）

- ・一団の優良農地については、農業生産の場であるとともに、雨水貯留・二酸化炭素吸収等の多面的な機能も有するものであることから、無秩序な開発を抑制し保全を図ります。
- ・ほ場整備や農道・用排水路・ため池等の整備・改修を進め、生産基盤の改善を図ります。
- ・現在の地域コミュニティや生活利便性を維持していくため、日常生活に必要な都市・生活機能の確保・維持を図ります。

⑪ 森林地区

- ・本市の貴重な自然であり雨水貯留・斜面保護・二酸化炭素吸収等の多面的な機能を有するものとして、三河湾国立公園の中心的な存在である竹島や三河大島、三谷・蒲郡・形原・西浦の温泉地周辺に加え、五井山・遠望峰山といった自然公園地域やその他の森林等について、維持・保全を図ります。

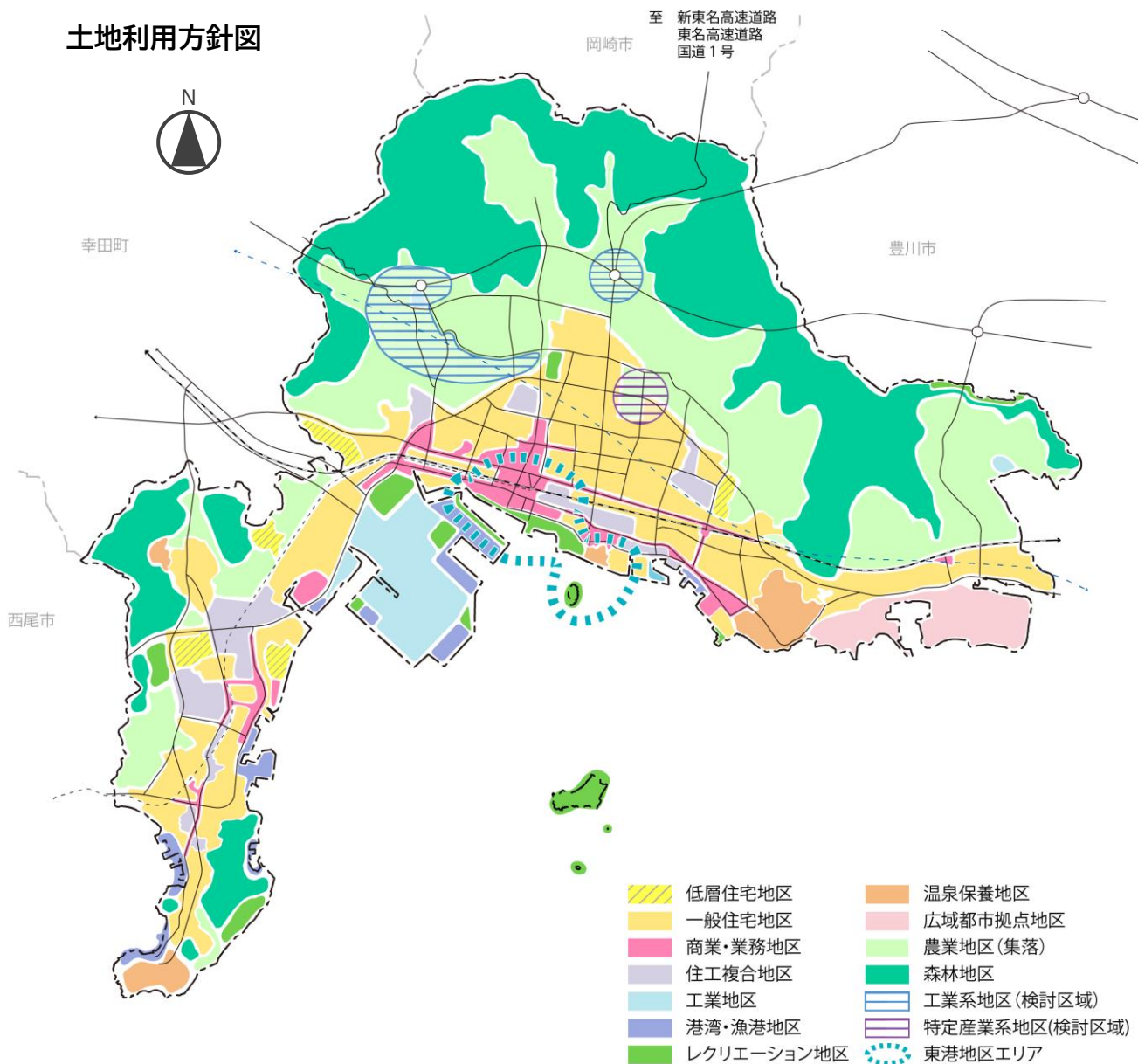
⑫ 工業系地区（検討区域）

- ・広域的な交通の利便性を活かすとともに、自然環境の保全や周辺地域との調和に配慮した、工場や研究所の立地する産業用地としての土地利用を、農地としての土地利用にも配慮しつつ検討します。

⑬ 特定産業系地区（検討区域）

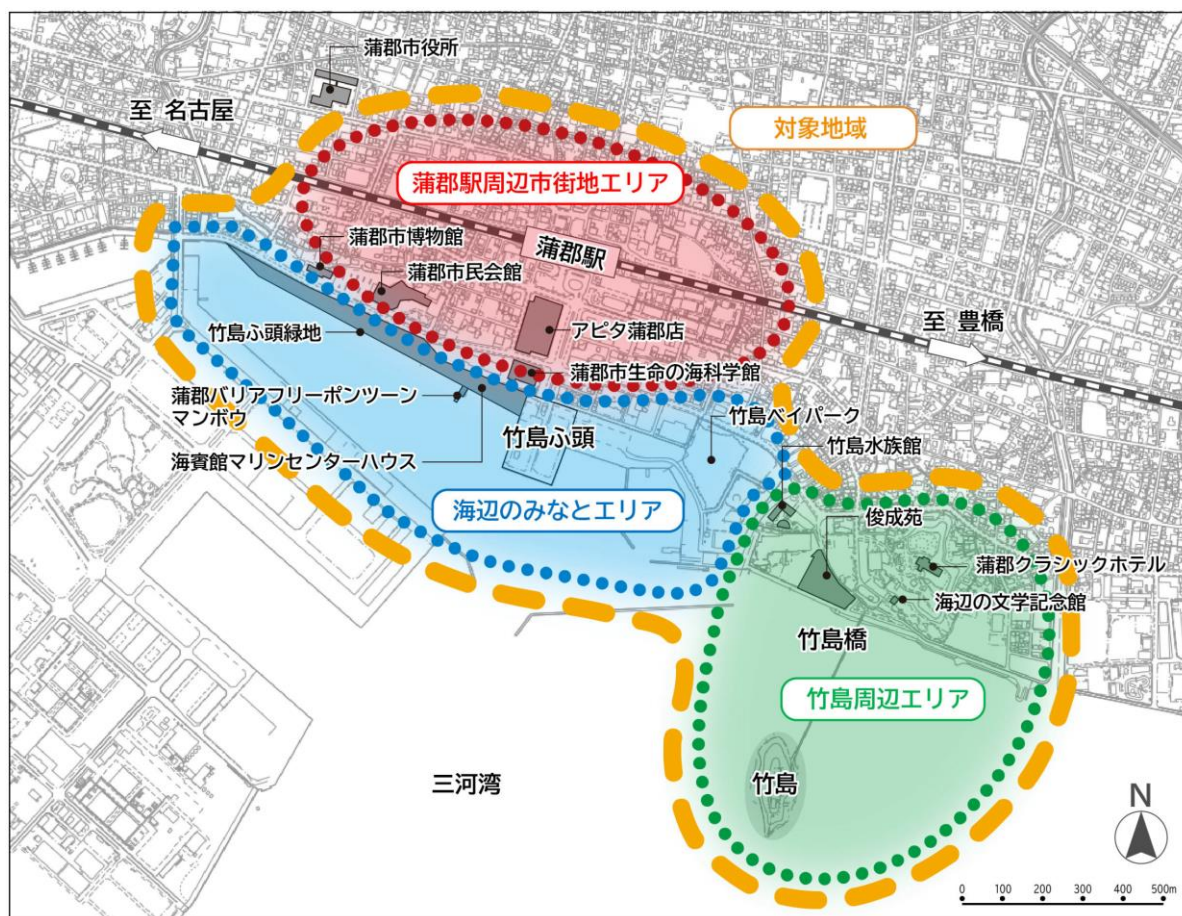
- ・交通の利便性を活かしつつ、周辺の自然環境・近接する市民病院や住居地への影響に配慮した、業種等がある程度限定された工業系施設や大学・病院等と連携した先端技術産業・研究開発施設等が立地する産業用地としての土地利用を、農地としての土地利用にも配慮しつつ検討します。

土地利用方針図



(3) 東港地区エリアの土地利用の方針

- ・本市の中心地に位置する蒲郡駅周辺の市街地、竹島心頭や東港等の港湾、観光地である竹島周辺を対象とした「東港地区」において、市民や訪れる人の日常生活の一部として過ごしたくなる居心地の良い空間の形成を図ります。
- ・竹島心頭や東港等の三河湾の位置づけがある埋立地の土地利用を図り、地区内を回遊できる環境を形成しつつ、穏やかな三河湾を感じながら歩いて過ごしたくなる空間の形成を推進します。



(4) 居住及び都市機能の立地適正化の方針

- ・本市では、鉄道駅周辺に居住地や都市機能が集積しています。今後、人口が減少しても、ある程度の人口密度を維持し、それにより都市機能の立地も維持することで、利便性の高いまちを維持できるような取り組みを進めます。
- ・コンパクトな都市構造を維持することで、生活利便性を確保するだけでなく、移動距離の低減や公共交通の利用促進による自動車からの二酸化炭素排出の抑制・エネルギーの効率化等を図ります。
- ・居住や都市機能が沿岸部に集積しており、高潮等の浸水被害が想定されています。そのほかの災害リスクも市内には存在していることから、各種災害リスクへの対応も検討しつつ、居住・都市機能の誘導につながる取り組みを進めます。
- ・鉄道駅周辺地域は、公共交通に徒歩でアクセスできる利便性の高い地域です。原則として、既存市街地で居住を促進することとしますが、人口動向を踏まえて将来的に必要性がある場合には、既存市街地以外の地域での居住地形成・都市機能集積についても方向性を検討します。

(5) 市街地整備の方針

- ・将来都市構造において中心拠点として位置づけた蒲郡駅周辺について、居住人口の誘導や商業の活性化を図るため、土地の高度利用を図ります。
- ・安全面にも配慮した質の高い住宅地の整備について、道路・公園・下水道等の都市施設の整備と合わせて行うことを、民間活力の利用も含めて検討します。また、すでに事業を実施している地区については、円滑に事業を推進し、早期の完了を図ります。
- ・既存市街地内の低未利用地等における面的整備に対する支援について検討を行います。
- ・道路や公園等の都市施設の整備が不十分な住宅が密集している既存市街地については、施設の必要性等を十分に考慮したうえで、面的な整備も含めた整備手法の方向性を検討します。
- ・空き家については、利活用・除却等を促進する取り組みを進めます
- ・住工混在が顕著な地域については、工場の集約化や市域内の工業地への移転促進等による居住環境の改善を図ります。
- ・企業移転等の跡地では、地域活性化に向けた有効活用について検討します。
- ・既存市街地や工業系・特定産業系検討地区以外の地域においても、各種産業との相互の影響等も加味しながら、新たな企業用地候補地選定の検討を進めます。

2-2 都市交通

(1) 基本的な考え方

- ・都市間・拠点間の円滑な移動や安全・快適な生活環境を支える道路網を形成します。
- ・市民や来訪者の移動の足となる公共交通の確保・維持・改善を図ります。

(2) 道路整備の方針

① 広域幹線道路

- ・市内の交通渋滞緩和や産業経済活動の持続的な活性化にもつながる国道 23 号蒲郡バイパスについては、事業主体である国に働き掛け、令和 6 年度の全線開通を促進します。
- ・全線開通後においては、事業主体である国に対し 4 車線化を働き掛けます。

② 主要幹線道路・幹線道路・補助幹線道路

- ・国道 23 号蒲郡バイパスの全線開通に伴う、インターチェンジアクセス道路の計画的な整備を促進します。
- ・本市の都市全体の骨格を形成する幹線道路等の整備を推進します。

③ 生活道路

- ・生活に密着した道路の新設・改修・幅員確保を推進します。
- ・歩行者とりわけ子どもや高齢者、自転車の通行の安全性を確保するため、地域特性や交通特性に応じた交通安全施設の整備充実を図ります。
- ・交通事故多発交差点や十分な幅員が確保されていない箇所等の危険箇所について、改善を図ります。

④ 計画的な道路整備の方針

- ・道路整備を行う際には、優先順位の設定等による計画的な整備を図ります。

(3) 都市計画道路の見直しの方針

① 長期間未整備の路線についての方針

- ・国道 23 号蒲郡バイパスに関連する路線については、整備や事業化に向けた検討を促進し、必要に応じて計画変更を検討します。
- ・それ以外の路線については、関係機関と調整しながら、事業の実現性も踏まえた見直しを進めます。

② 既決定路線の変更及び新規路線決定の方針

- ・各路線に求められる機能や社会経済状況の変化等により必要が生じる場合には、適宜見直し・新規決定を検討します。

(4) 公共交通ネットワークの形成方針

① 公共交通ネットワーク

- ・住民ニーズを踏まえて誰もが安心して快適に移動できる公共交通ネットワークを構築することで、交通空白地の解消を図ります。
- ・交通事業者をはじめとした関係者間の連携を強化し、公共交通ネットワーク維持確保の取組みを推進します。
- ・自家用車中心から公共交通機関を適度に賢く利用する状態へと少しずつ変えていく取組みを進めます。

② 交通結節点

- ・各鉄道駅周辺の駐車場・駐輪場・駅前広場・アクセス道路の維持・改善を行い、交通結節点の機能強化を図ります。
- ・新規の公共交通結節点を設置する際には、既存交通結節点を踏まえた位置等の検討を行います。

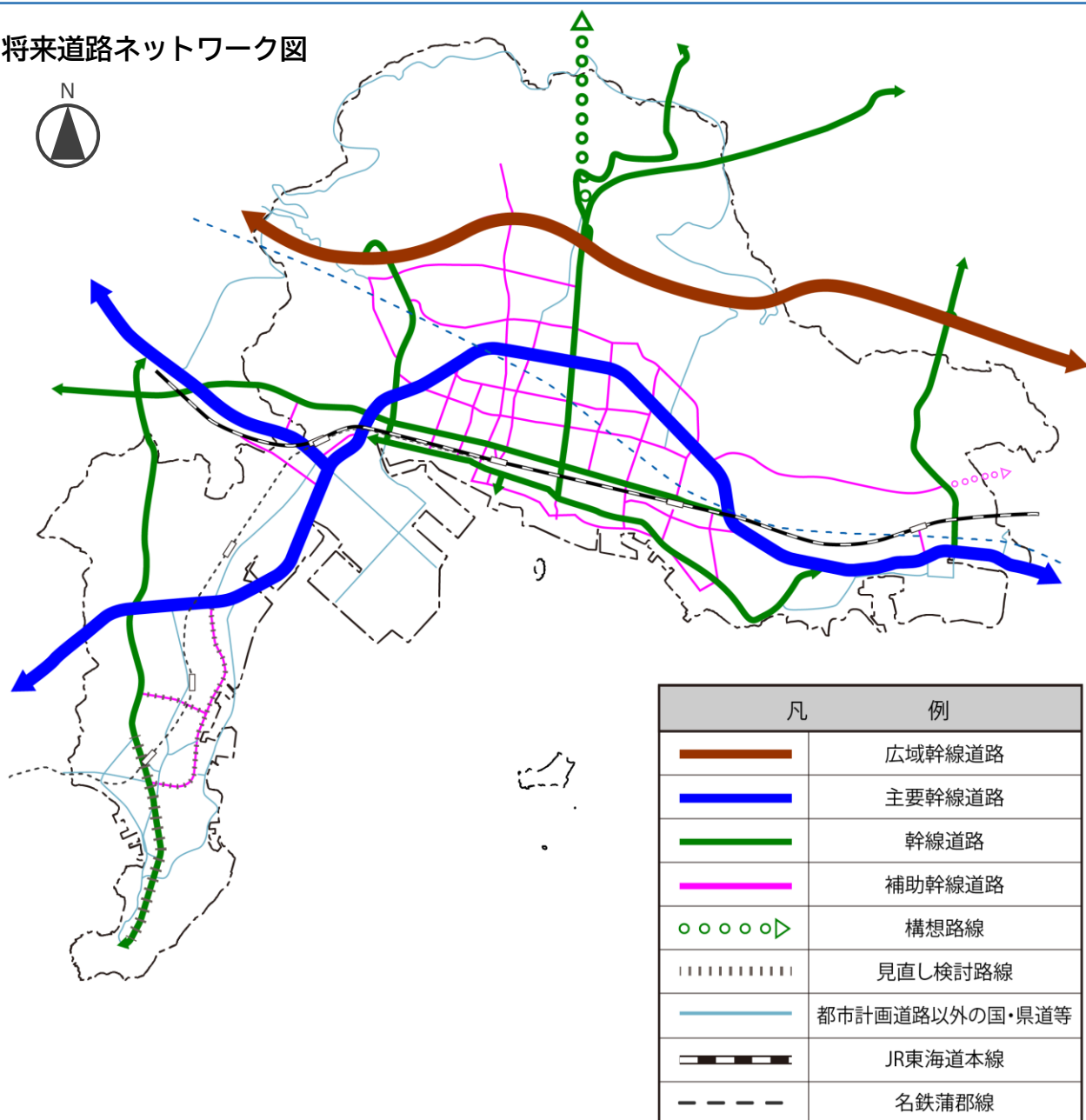
(5) 交通施設の維持・管理の方針

- ・急増する道路・橋梁等の交通施設の老朽化に対処するため、予防保全型の維持管理を推進します。
- ・災害時に緊急輸送道路として機能し、速やかに復旧活動が行われるよう、橋梁等の耐震化を図り災害に強い道路の整備を推進します。

(6) にぎわい空間としての活用方針

- ・道路や駅前広場について、地域のにぎわい空間としての活用を検討します。

将来道路ネットワーク図



2-3 都市環境

(1) 基本的な考え方

- ・都市施設の計画的な整備推進とともに、既存ストックの有効活用と適切な維持管理により、快適な市民生活や産業活動、人々の交流を支えるために必要な機能確保を図ります。
- ・海や山の自然環境、文化的な地域資源を活用した、潤いのある都市環境を形成します。

(2) 公園緑地の方針

① 公園緑地の整備の方針

- ・環境保全・レクリエーション・防災・景観といった機能に留意するとともに、多様化する市民のニーズに対応した特色のある公園緑地の整備・保全を推進します。
- ・計画的な居住地の形成と併せた、市民の価値観・ニーズを考慮した公園緑地整備を推進します。

② 公園緑地の維持管理の方針

- ・公園施設の長寿命化を図るため、施設の改修や更新を計画的に進めます。
- ・地域住民・NPO・民間企業等の多様な主体による公民連携も含めた公園緑地の維持管理に努めます。

(3) 港湾施設の整備方針

- ・港湾の背後に位置する工業地帯の国際競争力強化や有事の救援物資輸送経路確保のため、航路の整備、大型船用岸壁・耐震岸壁・防波堤等の施設整備を促進します。
- ・港湾施設の老朽化に対処するため、適切な維持管理による施設の長寿命化を進めて、サービス水準の維持を図ります。

(4) 河川整備の方針

- ・河川は、豪雨時の水害対策を進める一方、潤い豊かな生活環境を提供するため、親水性や自然環境の保全・復元に配慮した河川整備・改修を推進します。
- ・異常降雨時における市民生活の安全を確保するため、準用河川及び普通河川の計画的な改修を推進します。
- ・河川のもつ自然浄化能力の回復や、自然との共生を目指した水辺空間の創出を目指し、多自然的な河川整備を推進します。
- ・憩いと安らぎの水辺空間の創出に向けて、地域住民との協働により河川堤防の保全活動を推進します。

(5) 下水道整備の方針

① 汚水施設の整備

- ・生活環境の改善と公共用水域の水質汚濁防止を図るため、計画的な整備を促進します。
- ・市街地においては、公共下水道の整備を推進します。
- ・公共下水道の整備を行わない区域については、生活排水の適正な処理を図るため、合併処理浄化槽への転換を促進します。

② 普及率・接続率の向上

- ・海や河川等の公共用水域の水質改善及び快適な生活環境の実現を目指し、下水道への接続を促進します。

③ 雨水排水施設の整備

- ・浸水被害を防止するため、計画的な排水施設の整備を推進します。

④ 下水道施設の維持管理

- ・公共下水道に関する諸施設や、汚水及び雨水管渠の老朽化が進行していることから、耐震化及び長寿命化を含めた、適切な施設の維持管理を進めます。

(6) その他の都市施設整備の方針

- ・ごみ焼却場(クリーンセンター)、汚物処理場(下水道浄化センター)、し尿処理施設(清幸園衛生処理場)、火葬場(セレモニーホールとぼね)等については、今後も施設の機能維持を図るとともに、今後の処理量等に応じた施設更新等についても、周辺環境に配慮したうえで適宜検討を行います。
- ・全市利用型施設については、配置やサービスの提供方法を工夫して利便性の向上を図り、にぎわい創出につなげることで街の魅力を高めます。特に将来都市構造で中心拠点として位置づけた蒲郡駅周辺においては、様々な機能が融合した市民の居場所となる場の形成を目指します。
- ・地区利用型施設については、各地区住民の意見を取り入れた施設の再編に向けた取り組みを進めます。
- ・整備・改修に当たっては、省エネ・再生可能エネルギーの活用や景観への配慮のうえ、バリアフリーやユニバーサルデザインも考慮した、利用者にとって使いやすい施設とするように努めます。
- ・保守管理や耐震補強等を適切に行い施設の安全性を確保するとともに、長寿命化する施設としない施設を整理し、建て替え時期を調整して更新費用を平準化することで、財政負担の軽減に取り組みます。
- ・機能・配置の集約化や複合化により、利便性の向上に配慮しながら施設総量の縮減に取り組みます。
- ・海・山の自然を感じながら徒歩・自転車で利用できる空間の形成について、既存施設の活用や民間活力の利用も視野に入れた検討に取り組みます。

(7) 景観形成の方針

- ・本市は、青い海と豊かな山々に囲まれた地形による「海・市街地・山」が一带となった貴重な景観に特徴があります。これからも、良好な海辺の景勝地としての景観を継承しつつ、住む人によって形成されてきた自然と調和した穏やかな景観を守り育てていくため、本市特有の眺望景観を維持保全することを基本としつつ、景観形成を推進します。
- ・水辺の景観づくりも含めた、水や生き物とのふれあいによるいやしの空間の形成にもつながる海浜整備・保全を推進します。

2-4 都市防災

(1) 基本的な考え方

- ・大規模災害時における都市機能の機能確保を図ります。
- ・関係機関が連携してハード対策とソフト対策を組み合わせた「多重防御」による被害の最小化を目指します。

(2) 土地利用・市街地整備

- ・避難路・避難地の機能を有する道路、公園緑地等のオープンスペースの確保につながる取組みを推進します。
- ・倒壊の危険性が高い住宅の耐震化・建替え・除却、危険なブロック塀の撤去を促すことで、大規模地震による被害の軽減をめざします。
- ・大規模地震発生後にも生活を維持できるよう、インフラ・ライフラインの耐震化を進めます。
- ・市街地環境の改善に向けた計画的な整備を推進するとともに、低地帯の排水機能の強化等を推進します。
- ・都市における火災の危険を防除するため、建築物密集地等の火災危険率の高い市街地の区域については、適切な土地利用規制の設定を検討します。
- ・災害発災時に危険度の高い住宅密集地の改善について検討を図ります。
- ・関係機関と協力し、治山・砂防等の事業を促進し、土砂災害等に対する総合的な対策を推進します。
- ・津波・高潮・洪水・雨水出水による浸水や土砂災害等が想定されるハザードエリアを的確に把握し、被害を防止・軽減するための対策を検討します。

(3) 都市施設

- ・道路・橋梁は、被害の想定される箇所を把握し、緊急度の高い箇所から順次、改善・強化を推進します。
- ・海岸・港湾は、耐震性の強化を図るとともに、津波が堤防を越えた場合にも流出しにくい構造への強化等を促進します。
- ・高潮による浸水を防止するため、海岸堤防等の改修を促進します。
- ・河川は、必要な流下能力を満足するための整備を促進するとともに、草刈・堆積土砂の浚渫を行い、良好な河川環境を維持します。
- ・公共建築物の耐震化を進めます。

(4) 復興まちづくりの事前準備

- ・大規模災害発災後、早期に計画的なまちなみの復興を進めていくため、被災時における体制・手順の明確化等の、事前復興の取組みを検討します。